

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 10 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 48 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 3 月 30 日〕から施行
【制定の根拠】	会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 1 条第 1 項
【法令のあらまし】	平成 23 年 4 月 1 日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成 22 年度所属の歳入金として平成 23 年 6 月 30 日まで受け入れることができる。（附則第 10 条関係）
【改正される法令】	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）